

# 補正予算

一般会計1億7080万円の使い道は

(賛成11人 棄権1人)

## 新ふるさと納税の内容は

**問** 地域創世ふるさと応援事業で報償品

100万円について説明を  
してもらえないですか。

**答** 総務課長 自治体に  
寄付をしていただく

ふるさと納税制度がありま  
す。これをネット上に入れ  
て新たな制度を作るとい  
事で、今回の補正では寄付  
金200万円を見込んで、  
それに対してお礼品で  
100万円というものです。

**問** 現在ネット上や雑誌  
には、どこに寄付を  
するなどのような特典があ  
るのかなどが特集されてお  
り、比較もできます。中之  
条町や草津町では、寄付の  
約半額を町で使える金券と  
して返しており、町に来て  
使っていただけのように  
す。村にもゴルフ場や飲食  
店などもたくさんあるの  
で、来ていただき使っても

らえるシステムを検討した  
らどうですか。

**答** 村長 貴重な意見あ  
りがとうございま

す。各自自治体ともふるさと  
納税を確保しようと目を大  
きくしてやっているところ  
で、村でも去年77万円の納  
税をしていただきました。

先程の、地域に50%落とせ  
れば活性化になるのではな  
いかというシステムもあり  
ますが、議案が通りまし  
たらそういったものも全部精  
査していく考えです。

## コミセン改修事業の地元負担は

**問** コミセン改修工事で  
すが、当初の計画で  
は行政区に2千万円、それ  
と戸数に同じ5万円で、足  
りない部分は地元負担でし  
た。増額理由は、今回から  
何が変わったのですか。

**答** 村長 今回より、シ  
ステムや資材の高騰

など、見積りでも地元の負担  
が増えてしまい、一律改修  
が済むまで村が負担する  
という中で、今回戸数掛ける  
7万円という事です。

**問** 基準の見直しにより  
改修が済んだ区と比  
べて、不公平なのではない  
ですか。

**答** 村長 工事負担には  
限度額があり、それ  
を超えたものは地元負  
担と考えております。

## 楽集センターに太陽光発電

**問** 隣保館で太陽光  
発電をやるとい  
う事で屋根に設置する  
のですか。

**答** 住民生活課長  
現在の構造で屋  
根に載せて耐えられる  
か精査をし、ダメでし  
たら地上設置も視野に  
入れ、今後、見極めた  
いと考えています。そ



## 平成26年度 特別会計補正予算

会計名	補正額	補正後の予算額	審議結果
国民健康保険特別会計	1億8623万8千円	18億3993万8千円	全員賛成
歳入は決算に伴う繰越金の確定によるもの。 歳出は繰越金の確定による国民健康保険基金積み立ての増額、25年度補助事業の確定による国・県からの補助金の償還金等。			
後期高齢者医療特別会計	0円	1億504万7千円	全員賛成
歳入は後期高齢者広域連合からの市町村負担金過年度の精算による一般会計繰入金金の減額。 歳出は保険料過納還付による増額と、それに伴う後期広域連合への納付金の減額。			
介護保険特別会計	2349万7千円	11億1715万9千円	全員賛成
歳入は決算に伴う繰越金の確定によるもの。 歳出は介護給付費準備基金への積み立て、国・県支出金償還。			
学校給食事業特別会計	79万5千円	1億4980万2千円	全員賛成
歳入は、機械器具購入等により繰入れるもの。歳出は高圧洗浄機の更新等。			
自然エネルギー発電事業特別会計	128万8千円	3529万9千円	全員賛成
歳入歳出決算において繰越金が確定し、繰越金を基金に積み立てるもの。			

# 条例制定

子ども・子育てに関して新しい条例ができました

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(賛成10人 反対2人)

法律の一部改正の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めた条例です。

**問** 「利用乳幼児の保育に従事する職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り訓練を受けた者でなければならない。」とあるが、だれがどのように判断するのですか。

**答** **子育て長寿支援課長** 必要な研修の終了が条件で、内容は今後検討していきます。

**反対討論** 早坂 通議員

待機児童対策は必要だが、単に乳幼児を預かる場所を作ればいいわけではありません。ハード面もソフト面も最適な環境でなくてはなりません。本条例は劣悪な環境で保育が行われる

可能性が高いと考えられますので反対します。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (全員賛成)

国の子ども・子育て支援法の制定により、消費税の増税分の約7千億円が子ども・子育て支援に充てられるというところで、現在、国、県及び市町村でそれらの計画を策定しているところです。この条例にある障害・疾病など個別のケアが必要な場合の居宅訪問型保育も今後、本村でもニーズがないとは言えません。また、家庭的保育事業等でも今後、要綱や規則をしっかりと定めた上で、地域のニーズに適応した保育環境を整備していただきたく、賛成します。

**問** 認定こども園については、保育所保育指針と幼稚園教育要領を併せて教育・保育にあたるのですか。

**答** **教育長** 乳幼児期の教育は、その後の人生をつくる大きな基盤です。両方を読み内容的にはほぼ同じと考えます。

**反対討論** 柳田キミ子議員

村外からの参入者などの受け入れる形になる懸念と、消費税の増税分を充てるという事で国民に負担を負わせた中からこの事業を行うという事で反対です。

**反対討論** 早坂 通議員  
要領には整合性に欠け強

引な幼保一体化であり、現場を知らない人が作成した机上の空論としか思えず、本条例に反対です。

軽自動車税が変更になります  
税条例の一部を改正  
(賛成11人 反対1人)

児童福祉法の改正により、市町村は放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について条例で基準を定めることとされ、本村の基準を定めた条例です。

**賛成討論** 南 千晴議員  
村では子ども・子育て会議を設置し、支援計画を作っています。今後、様々な地域のニーズに合った保育を計画的に整備し、実施していくには必要な条例ですので賛成します。

車全般にわたる税金の見直しにより、軽自動車税を1.5倍に引き上げ、4輪の貨物や営業車輛については1.25倍引き上げるものです。

# 条例改正



H27年4月以降の新車

区分	現行	改正
乗用・自家用	7,200円	10,800円
乗用・営業用	5,500円	6,900円
貨物用・自家用	4,000円	5,000円
貨物用・営業用	3,000円	3,800円
三輪	3,100円	3,900円

原付及び二輪

排気量	現行	改正
50cc以下	1,000円	2,000円
50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円

## 陳情

件名	提出者	審査結果
「オスプレイに関する決議」に抗議し、撤回を求める要請書	日本共産党群馬県委員会 委員長 小菅 啓司 日本共産党北毛地区委員会 委員長 川田 敏彦	※審議未了

※審議未了とは 付議された事件が会期中に議せず、継続審査の決定もなされないまま会期を終えるに至った場合のこと。